

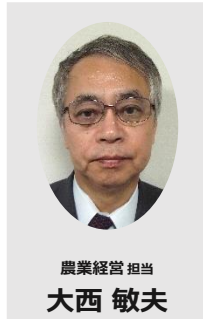
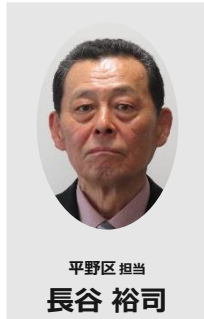
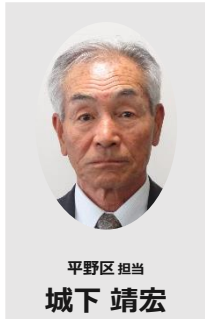
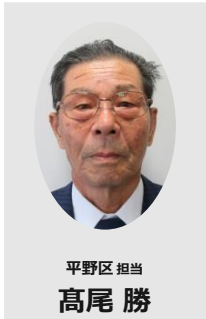
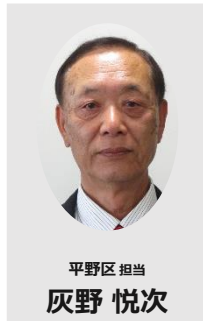
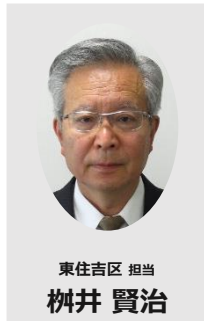
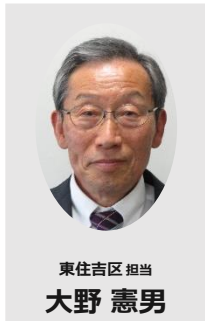
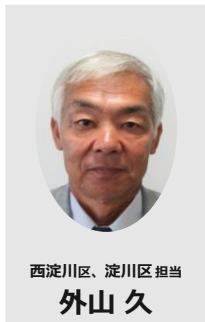
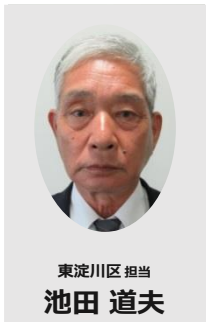
大阪市農業専門委員 が就任しました



平成30年4月、大阪市農業専門委員が就任しました！

任期は平成32年（2020年）3月末までの2年間です。地域の実情に精通する農業者15名、農業経営や農業技術等に関する有識者3名の18名が市内農業の発展に向けて取り組んでまいります。よろしくお願いたします。

-ご紹介-





「大阪市なにわの伝統野菜情報交換会」を開催しました



「大阪市なにわの伝統野菜」情報交換会の様子



大阪府と共同認証しています。

活発な意見交換が行われています！



平成30年7月10日に「大阪市なにわの伝統野菜情報交換会」を開催しました。生産者や加工・販売等の事業者、なにわの伝統野菜の普及に取り組む方々、合計15名の皆様にご参加いただき、活発な情報交換が行われました。

大阪市では、今後もこのような情報交換の場を通じ、なにわの伝統野菜をはじめとした市内産農産物の普及促進・販路開拓等の施策を進めてまいります。皆様のご協力をお願いします。

「大阪市都市農業振興セミナー」

今年も開催します



平成30年7月23日のキックオフセミナーを皮切りに、今年も延べ7日間のセミナーを開催します。

昨年度参加者の方から、「参考になった」と大変ご好評いただき、今回も、様々なメニューをご用意しております。今後の農業経営の参考に、お気軽にご参加ください。詳細は、下記ホームページをご参照ください。

お申し込みは、下記ホームページまたは必要事項（氏名（ふりがな）、年齢、性別、電話番号、メールアドレスもしくはFAX番号、参加する講座）を記載の上、FAX（06-6226-7998）でご連絡ください。

<http://chura-cube.com/farm/>

平成30年度

「憲法記念日 大阪府知事表彰」を受賞されました

〈公共関係功労者・農林水産〉 〈産業功労者・農林水産関係〉

大阪市住道土地改良区理事長

柘井 勇 氏

(東住吉区)

農業

西野 孝仁 氏

(東住吉区)



おめでとうございます！

大阪市都市農業振興基本計画を策定しました

国では、平成27年4月に都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とした「都市農業振興基本法」（以下「基本法」という。）が制定されました。

基本法第10条において、国の基本計画を基本として当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないとされていることから、大阪市では、市内全域で営まれる農業を都市農業と定義し、基本法の目的を踏まえたうえで、「大阪市都市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。

基本計画は、本市農業施策を推進するための最上位となるものであり、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間とし、農業施策を推進して参ります。

・詳しくは、本市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/keizaisenryaku/0000438786.html>

農地パトロールを実施しました

大阪市では、農地法第30条に基づき、遊休農地の実態把握や違反転用の発生防止のため、農地の利用状況を調査する「農地パトロール」を、市内全ての農地を対象に毎年実施しています。

今年度は、6月上旬から7月中旬にかけて、各地区の農業専門委員と大阪市農業担当職員が農地を巡回いたしました。適切な管理がなされていなかった農地につきましては、今秋、再度パトロールに伺います。ご協力のほどよろしくお願いたします。





都市農地貸借円滑化法 が成立しました

平成30年6月27日、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が公布され、9月中に施行される予定です。

借り手が都市農業の機能・役割を発揮することなどを盛り込んだ「事業計画」を作成し、市長の認定を受けることにより、農地法第17条の法定更新の適用を受けることなく、農地を賃貸借することができるようになり、貸借期間終了後は所有者に農地が返還されることとなります。

また、市民農園として農地を借りる場合は、「特定都市農地貸付け」の仕組みにより、地方公共団体、JA以外の者であっても、所有者から生産緑地を直接借りて市民農園を運営できるようになります。

なお、平成30年度税制改正で生産緑地を貸しても相続税納税猶予が継続される仕組みが創設されています。

8.1 調査 を実施します

大阪市では、毎年、所有されている自作地や耕作地(小作地)などの状況について、調査を行っています。

各農家の方へ申告書を郵送しておりますので、8月31日までにご提出をお願いします。



～農業者年金加入のごあんない～

農業者年金・6つのポイント！

- ① 農業者なら広く加入できる
- ② 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金
- ③ 保険料は自由に選択できる
- ④ 終身年金(80歳前に亡くなった場合には死亡一時金あり)
- ⑤ 税制面で大きな優遇
- ⑥ 保険料の国庫補助(※要件あり)

経営とくらしに役立つ農業総合専門紙



- ◆毎週金曜日発行(月4回)
- ◆購読料(送料、税込み)
年額8,400円
月額 700円

お申し込みは
大阪市経済戦略局
産業振興課(農業担当)まで

本紙面に関するお問合せは、
大阪市経済戦略局 産業振興部 産業振興課(農業担当) 電話 06-6615-3751 まで